

加古川市介護用品支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で生活している要介護状態の高齢者等（以下「要介護高齢者」という。）を介護している家族等に対し、介護用品（以下「用品」という。）を支給することにより、要介護高齢者と介護している家族等の経済的負担を軽減し、もって要介護高齢者の在宅生活の継続を図り、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(支給対象)

第2条 用品の支給を受けることができる者は、加古川市内に現に居住し、次の各号に掲げる全ての要件を備えている要介護高齢者を主として介護している者で、当該年度（4月から6月までの支給分は前年度）の市民税非課税世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により生活保護の受給決定を受けている者（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「外国人生活保護通知」という。）に基づく生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置を受けている者を含む。）で構成されている世帯に属する者（以下「介護者」という。）とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 介護者と同一の世帯に属する者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分で、要介護4又は5の認定を受けた者
- (4) 当該年度（4月から6月までの支給分は前年度）に市民税非課税世帯又は生活保護法第19条の規定により生活保護の受給決定を受けている者（外国人生活保護通知に基づく生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置を受けている者を含む。）で構成されている世帯に属する者
- (5) 在宅で生活している者

2 前項第2号の規定にかかわらず、要介護高齢者と介護者が同一の世帯に属していない場合であって、隣地に居住している等、事実上同居に近い形態である場合にあつては、同号の要件を備えている者とみなすことができる。

3 要介護高齢者が、月に15日以上医療機関への入院並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護のサービスを受ける場合は、第1項第5号に規定する在宅で生活している者とはみなさない。

(支給方法)

第3条 用品の支給は、現物給付とする。

(支給申請)

第4条 用品の支給を受けようとする介護者（以下「申請者」という。）は、加古川市介護用品支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、加古川市介護用品支給決定通知書（様式第2号の1）又は加古川市介護用品支給却下通知書（様式第2号の2）により申請者に通知するものとする。

(支給期間)

第6条 用品の支給は、申請書を受理した日の属する月の翌月から支給し、受給資格を喪失した日の属する月までとする。ただし、当該申請書の受理が月の初日から10日（その日が加古川市の休日を定める条例（平成2年加古川市条例第1号）第2条第1項に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日。）までの間にあった場合は当該申請書を受理した日の属する月から支給することとする。

(用品の種類及び支給限度額)

第7条 支給の対象となる用品並びに支給限度額は別表に掲げるとおりとする。

(支給用品の内容変更)

第8条 第5条の規定により支給の決定を受けた介護者は、用品の内容について変更するときは、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申し出があったときは、その内容を審査した上で、変更の可否を決定し、介護用品取扱事業者及び介護者に通知するものとする。

(報告義務)

第9条 第5条の規定により支給の決定を受けた介護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 要介護高齢者が死亡したとき。
- (2) 要介護高齢者又は介護者が住所を変更したとき。
- (3) 要介護高齢者又は介護者が第2条の要件を満たさないと見込まれるとき。
- (4) その他用品の支給を必要としなくなったとき。

(資格の喪失等)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、その事由が発生した日をもって受給資格を喪失するものとする。

- (1) 要介護高齢者又は介護者が死亡したとき。
- (2) 要介護高齢者又は介護者が第2条の要件を満たさなくなったとき。

2 次の各号のいずれかに該当したときは、用品の支給決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により支給を受けたとき。

(2) その他市長が用品を支給することが適当でないと認めたとき。

(支給の廃止又は停止)

第 11 条 前条の規定により資格を喪失又は支給決定の取消しをしたときは、用品の支給を廃止するものとする。ただし、一時的に第 2 条第 1 項第 5 号の要件を満たさない場合等、用品の支給が不要な場合は支給を停止するものとする。

2 市長は、前項の廃止決定をしたときは、加古川市介護用品支給廃止決定通知書（様式第 3 号）により介護者に通知するものとする。

3 第 1 項に規定する用品の支給停止をしたときは、当該月の翌月分から支給を停止するものとする。ただし、当月分の用品が支給されていないときは、当月分から停止するものとする。

(返還)

第 12 条 市長は、第 10 条第 2 項の規定により支給決定の取消しをしたときは、支給した用品に相当する実費を返還させることができる。

2 前項の規定に基づき返還を求めるときは、返還命令書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

給付品目（区 分）		支給限度額
紙おむつ	オープンタイプ	月額 8,000 円
	はくパンツタイプ	
	フラットタイプ	
尿とりパッド		